明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○河川法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通五九）　一
〔告　示〕
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産二一二六）　三
○出願公表後に名称変更がなされた件（同二一二七）　七
○遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（経済産業一六八）　一七
○平成二十五年度中小企業者に関する国等の契約の方針の要旨（同一六九）　二三
〔官庁報告〕
国家試験
介護福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　二六
介護福祉士試験委員の公告（同）　二六
平成二十五年不動産鑑定士試験短答式試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　二七
〔公　告〕
諸事項
官庁
独立行政法人平和祈念事業特別基金平成二十四事業年度財務諸表関係　三七
裁判所
破産、免責関係　四二
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、企業年金基金合併関係　六六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、漁船およびその所有者の所在を尋ねる公告関係　六七
会社その他
会社決算公告　七二

省令

○国土交通省令第五十九号

水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）及び河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百十四号）の施行に伴い、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条第一項第三号ハ、第十五条の二第一項、第七項及び第八項、第十五条の三、第十五条の四並びに第三十六条第一項並びに河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三十七条の二、第五十八条の八第一項、第五十八条の十二及び第九十九条第一項並びに河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の十二及び河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第七十五条の規定に基づき、並びに河川法を実施するため、河川法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

河川法施行規則等の一部を改正する省令

（河川法施行規則の一部改正）

第一条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「洪水」の下に「、津波」を加える。

第十八条の九の見出し中「(九)項」を「(十)項」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（水防に必要な器具等を保管するための倉庫に類する施設）

第二十二条の二　法第三十七条の二の国土交通省令で定める施設は、水防に必要な器具、資材又は設備の置場とする。

第三十三条の十を第三十三条の十三とし、第三十三条の九を第三十三条の十二とし、第三十三条の八を第三十三条の十一とし、第三十三条の七の次に次の三条を加える。

（河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第三十三条の八　法第五十八条の八第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（河川協力団体の指定）

第三十三条の九　法第五十八条の八第一項の規定による指定は、法第五十八条の九各号に掲げる業務を行う河川の区間を明らかにしてするものとする。

（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例の対象となる行為）

第三十三条の十　法第五十八条の十二の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可又は承認の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。）とする。

一　法第二十条の規定による承認　河川環境の整備と保全を目的として行う高水敷若しくは低水路の整備、流水の浄化施設の設置その他の河川工事又は竹木の伐採、障害物の処分その他の河川の維持

二　法第二十四条の規定による許可　河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土地の占用

三　法第二十五条後段の規定による許可　令第十五条第一項に規定する河川の産出物の採取

四　法第二十六条第一項の規定による許可　河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な工作物の新築若しくは改築

五　法第二十七条第一項の規定による許可　河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は樹木の栽植